

平成25年11月12日

取引先各位

大和小田急建設株式会社

消費税率引上げに伴う弊社へのご請求等について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご承知のとおり、閣議決定により、施行日を平成26年4月1日として、消費税の税率が5%から8%に引上げられることとなりました。

これにより

1. 指定日（平成25年10月1日）以降に締結した工事の請負等の契約は、施行日の前日（平成26年3月31日）までに引渡しが行われる場合を除き、改正後の税率（8%）が適用されることとなります。
2. 指定日（平成25年10月1日）の前日（平成25年9月30日）までに工事の請負等の契約を締結している場合は、施行日以降に引渡しが行われる場合であっても、改正前の税率（5%）を適用する経過措置が講じられます。

つきましては、今後の対応における注意点を下記にまとめましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

契約内容（※）	工事の請負等				工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥
パターン						
契約日	H25年9月30日 以前	H25年9月30日 以前	H25年10月1日 以降	H25年10月1日 以降	H26年3月31日 以前	H26年4月1日 以降
契約工期「完了日」	H26年3月31日 以前	H26年4月1日 以降	H26年3月31日 以前	H26年4月1日 以降	工期（完了日） によらず	工期（完了日） によらず
注文書の消費税率	5%	5%	5%	8%	5%	8%
H26年3月分以前請求書	5%	5%	5%	8%	5%	—
H26年4月分以降請求書	—	5%	—	8%	8%	8%

※工事の請負等・・・工事の請負に係る契約およびこれらに類する契約

「工事の請負に係る契約」：建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約。

「これらに類する契約」：仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該工事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

1. 契約内容が「工事の請負等」に該当する場合

① 契約日が平成25年9月30日以前で、工期（完了日）が平成26年3月31日以前の場合

- ・ 注文書は、消費税率5%で発行します。
- ・ 平成26年3月分以前の出来高についての請求書は消費税率5%で発行してください。
- ・ 工期（完了日）が平成26年4月1日以降に変更となった場合は、パターン②の取り扱いとしてください。

② 契約日が平成25年9月30日以前で、工期（完了日）が平成26年4月1日以降の場合

- ・ 注文書は、消費税率5%で発行します。
- ・ 平成26年3月分以前、および平成26年4月分以降の出来高についての請求書は消費税率5%で発行してください。
- ・ 平成26年4月分以降の請求書には、「請求先作業所名」欄に「（改正消費税の経過措置対象）」と追記してください。

- ③ 契約日が平成25年10月1日以降で、工期（完了日）が平成26年3月31日以前の場合
- ・ 注文書は、消費税率5%で発行します。
 - ・ 平成26年3月分以前の出来高についての請求書は消費税率5%で発行してください。
 - ・ 工期（完了日）が平成26年4月1日以降に変更となった場合は、平成26年3月分以前の出来高についての請求書は消費税率5%、平成26年4月分以降の出来高については消費税率8%で発行し、平成26年4月に平成26年3月分以前の出来高に対する、5%と8%の消費税差額請求書を発行してください。
※消費税差額請求書については、4月の出来高請求書とは別に請求書を発行してください。
- ④ 契約日が平成25年10月1日以降で、工期（完了日）が平成26年4月1日以降の場合
- ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
 - ・ 平成26年3月分以前、および平成26年4月分以降の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
 - ・ 工期（完了日）が平成26年3月31日以前に変更となった場合は、完了日の翌月に平成26年3月分以前の出来高に対する、8%と5%の消費税差額請求書（マイナス）を別途発行してください。当該月の当社の支払金額から消費税差額を差引の上、振込いたします。但し、当該月の当社からの支払金額が消費税差額相当分を下回る場合は、当社から消費税差額請求書を発行します。
2. 契約内容が「工事の請負等」に該当しない場合（材料、労務費等の単価契約等）
- ⑤ 契約日が平成26年3月31日以前の場合
- ・ 注文書は消費税率5%で発行します。
 - ・ 平成26年3月31日以前の出来高および納品についての請求書は消費税率5%で発行してください。
 - ・ 平成26年4月1日以降の出来高および納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ⑥ 契約日が平成26年4月1日以降の場合
- ・ 注文書は消費税率8%で発行します。
 - ・ 請求書は消費税率8%で発行してください。

以上

この件に関するお問合せ先

経営管理本部経理部経理・財務グループ TEL 03-3376-3112（担当：中込、平川）

弊社従業員が協力会社みなさまのお取引に際して、不当な行為をした場合、またはその疑いがある場合、パートナーズホットライン制度 (<http://www.daiwaodakyu.co.jp/cooperation/partners.html>) も、是非ご活用いただければと存じます。